

(★注意) 以下の各種制度については、障がいのある方に関わる各種の一般的なものについて示すものですが、手帳の取得が要件であったり、申請・申込み等の手続きが必要な場合があります。また、障がいの種別や程度によっては適用にならない場合もありますので留意願いますとともに、詳細については各照会先等にお問い合わせ願います。

【障害者に関する年金・手当等一覧】

項目	身障	知障	精障	制度の概要	申請・照会先等 窓 口
障害年金	○	○	○	<p>○国民年金・厚生年金の加入者が障害等級表に定める程度の障がいをもつた場合又は20歳未満で障害等級表に定める程度の障がいをもつた方が20歳以上になった場合には障害年金が支給されます。</p> <p>①国民年金 ア 障害年金（旧法） 対象者＝昭和61年3月以前から障害年金を受給している方 イ 障害基礎年金 対象者＝障害福祉年金受給者及び昭和61年4月以降に受給資格を得た方</p> <p>※20歳から障がいを受けるまでの加入期間の3分の2以上保険料を納付していない場合は支給されません。（その障がいに関する初診日が20歳未満であれば支給されますが、所得により半額又は全額支給停止となる場合があります。）</p> <p>②厚生年金 ア 障害厚生年金 a 厚生年金加入時に障害基礎年金1・2級に該当する程度の障がいをもつた場合に国民年金の障害基礎年金に加算されます。 b 1・2級よりも軽い障がいでも厚生年金障害等級表の3級に該当する場合は厚生年金から独自に年金が支給されます。 c 年金額は加入期間の給与と賞与等から算定された平均標準報酬額と加入月数により計算されます。 イ 障害手当金 a 障害厚生年金3級よりも軽い障がいであって、障害手当金に該当する程度の障がいをもつた場合、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている場合には、一時金として障害手当金が支給されます。</p>	<p>●初診日（病気やケガで初めて医師の診察を受けた日）に加入していた年金制度が、 ①国民年金（第1号被保険者期間）の場合…市町村担当課 ②国民年金（第3号被保険者期間）又は厚生年金の場合…社会保険事務所</p>
特別障害給付金	○			<p>○国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障がい者の方に支給されます。</p> <p>①支給の対象者 次のア又はイに該当する方であって、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある方（65歳より前に障がい状態に該当された方のみ） ア 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 イ 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者</p> <p>○本人の所得が一定の額以上あるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。</p> <p>○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給</p>	<p>●市町村障害福祉担当課 ●社会保険事務所</p>

【障害者に関する年金・手当等一覧】

項目	身障	知障	精障	制度の概要	申請・照会先等 窓 口
特別障害者手当	○	○	○	<p>○在宅の重度障がいの方に、その障がいにより生じる特別の負担の一助として支給します。</p> <p>○対象となる障がい者は、20歳以上の日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいのある在宅の方</p> <p>○社会福祉施設に入所した場合や3ヶ月以上入院した場合は支給されません。</p> <p>○手当の額は月額26,440円</p> <p>○所得制限があります。</p>	<p>●市町村障害者福祉担当課</p> <p>●道保健福祉事務所社会福祉課</p>
障害児福祉手当	○	○	○	<p>○在宅の重度障がい児の方に、その障がいにより生じる特別の負担の一助として支給します。</p> <p>○対象となる障がい者は、20歳未満の日常生活において常時の介護を必要とする程度の障がいのある在宅の方</p> <p>○障害年金等を受給できる場合や社会福祉施設に入所した場合は支給されません。</p> <p>○手当の額は月額14,380円</p> <p>○所得制限があります。</p>	<p>●市町村障害者福祉担当課</p> <p>●道保健福祉事務所社会福祉課</p>
特別児童扶養手当	○	○	○	<p>○在宅で、20歳未満の一定以上の障がいのある児童と同居し養育している父母等に支給します。</p> <p>○児童の障がいの状況により1級と2級に区分されます。</p> <p>●1級=月額50,750円</p> <p>●2級=月額33,800円</p> <p>○児童が障害年金等を受給できる場合は支給されません。</p> <p>○所得制限があります。</p>	<p>●市町村児童福祉担当課</p> <p>●道保健福祉事務所社会福祉課</p>
心身障害者扶養共済制度	○	○	○	<p>○障がい者を扶養している方（加入者）が、道又は札幌市に毎月一定額の「掛金」を払い込み、加入者が亡くなったり重度の障がい者となった場合に、残された障がい者に対し一生経年金を支給することにより生活の安定を図る制度です。</p> <p>○加入できる方は、①障害等級1級から3級までの身体障がい者、②知的障がい者、①②と同程度と認められる精神障がい者の方などの配偶者とその障がい者を養育している父母、兄弟姉妹、祖父母などの親族で65歳未満の方です。</p> <p>（重病を患っている場合は加入できない場合があります。）</p> <p>○給付は、一口につき2万円が障がい者の生存中支給されます。</p>	<p>●道保健福祉事務所社会福祉課（市町村障害者福祉担当課）</p>
腎臓機能障害者通院交通費補助事業	○			<p>○じん臓機能に障がいがあり人工透析療法を受けている方に対して道は通院距離・回数に応じて交通費を助成します。</p> <p>○助成を受けられるのは、居住地以外の医療機関に通院している方です。</p> <p>○所得制限があります。</p>	<p>●市町村身体福祉担当課</p> <p>●道保健福祉事務所社会福祉課</p>

【障害者に関する割引制度等一覧】

項目	身障	知障	精障	制度の概要	申請・照会先等 窓 口
JR旅客運賃割引制度	○	○		<p>○身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方が単独又は介護者とともにJR各社の鉄道及び船を利用した場合に運賃の割引が受けられます。</p> <p>○割引率は50%（子ども定期券を除く）</p> <p>○割引の種類（身障手帳又は療育手帳に記載）</p> <p>●第1種=本人と介護者1名</p> <p>●第2種=本人のみ（本人が12歳未満であって定期券利用の場合は本人と介護者1名）</p> <p>○第1種の方が介護者と一緒に乗車する場合は距離制限はありませんが、本人が単独で乗車する場合は片道101km以上となります</p> <p>○割引される乗車券は、普通乗車券、定期券、回数券、急行券（特急券を除く）です。</p> <p>○利用する場合は、乗車券購入時に窓口以身障手帳又は療育手帳を提示して申し込みます。</p>	●JR各駅
航空運賃割引	○	○		<p>○12歳以上で身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方が航空機を利用する場合に運賃の割引を受けることができます。</p> <p>●第1種=本人と介護者1名 ●第2種=本人のみ</p> <p>○割引を受けることができる航空会社は、国内に本社のある航空会社の国内線です。</p> <p>○割引率は、各航空会社及び路線により異なります。</p> <p>○利用する場合は、搭乗券購入時に窓口以身障手帳又は療育手帳を提示して申し込みます。</p>	●各航空各社 ●市町村障害者福祉担当課
タクシー料金割引	○	○	△	<p>○身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方がタクシーを利用する場合に運賃の割引を受けることができます。</p> <p>○割引率は10%</p> <p>○割引を受ける場合は乗車時に身障手帳又は療育手帳を提示。</p> <p>△精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方への運賃の割引等については、各タクシー会社へお問い合わせください。</p>	●各タクシー会社
バス運賃割引	○	○	△	<p>○身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方がバスを利用する場合は、運賃の割引を受けることができます。（第1種=本人と介護者1名、第2種=本人のみ）</p> <p>○割引率は50%</p> <p>○割引を受ける場合は、料金支払時又は定期券購入時に身障手帳又は療育手帳を提示。</p> <p>△精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方への運賃の割引等については、各バス会社へお問い合わせください。</p>	●各バス会社
有料道路料金割引	○	○		<p>○身体障がい者本人が自動車を運転する場合及び重度（第1種）の身体障がい又は知的障がい者が同乗している場合に、高速道路等の通行料金の割引を受けることができます。</p> <p>○割引率は50%</p> <p>○割引は、市町村に申請書を提出し、市町村で身障手帳又は療育手帳に対象車両ナンバーや有効期限等の記載をもらい、その手帳を通行の際に提示して受けることができます。</p> <p>○ETCノンストップ走行の割引は、市町村への申請の際に、ETC利用対象者証明書の発行を受け、それを東日本高速道路株式会社等へ送付しETC利用登録を行います。</p> <p>○割引の有効期間は、申請日から2回目の誕生日までです。（更新するときは、再び市町村への申請が必要です。）</p> <p>○対象となる自動車は、車検証に記載された所有者又は使用者が、障がい者本人又は家族等の介護者となっているものに限られます。</p>	●東日本高速道路株式会社 ●市町村障害者福祉担当課

【障害者に関する割引制度等一覧】

項目	身障	知障	精障	制度の概要	申請・照会先等 窓 口
NHK放送受信料減免	○	○	○	<p>○障がい者のいる世帯では、NHKの放送受信料が減免される場合があります。</p> <p>①全額免除 障がい者(身体・知的・精神)のいる世帯であって、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</p> <p>②半額免除 ア 世帯主が視覚障がい者又は聴覚障がい者である場合 イ 世帯主が重度(身障1級又は2級)の身体障がい者である場合 ウ 世帯主が重度の知的障がい(療育手帳A相当)と判定された者である場合 エ 世帯主が重度の精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)である場合</p> <p>○減免を受けるには、NHKまたは市町村から交付された減免申請書に市町村から証明を受け、NHKに提出する必要があります。</p>	<p>●NHK各放送局</p> <p>●市町村障害者福祉担当課</p>
マル優制度	○	○	○	<p>○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等については、元金350万円までの預貯金、公債のそれぞれについて利息(利子)が非課税となります。</p> <p>○マル優制度を利用する場合は、金融機関・証券会社等で手続きを行う必要があります。</p>	<p>●金融機関、証券会社等</p> <p>●税務署</p>
郵便による不在者投票	○			<p>○両下肢、体幹の障害や移動機能障害の1級から2級、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸等)の1級～3級の方は、選挙管理委員会に申し出ることにより、自宅等で郵便により投票を行うことができます。</p> <p>○上肢や視覚の障がい者が1級で自分で投票用紙に記載できない障がいのある方は、あらかじめ選挙管理委員会に申し出た上で、代理人に記載してもらい郵便による投票を行うことができます。</p>	<p>●各市町村選挙管理委員会</p>
NTT無料番号案内	○	○	○	<p>○視覚障害1級～6級、上肢障害・体幹障害・運動機能障害1級～2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方がNTTの番号案内を利用する場合に利用料の免除を受けられます。</p> <p>○希望する場合は、事前にNTTに届け出た上で、番号案内を利用する際にオペレーターに申し出ることとなります。</p>	<p>●NTT東日本支店、各営業所</p>
携帯電話の基本使用料等の割引	○	○	○	<p>○身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、手続きをすることにより、携帯電話使用料等の割引を受けることができます。</p> <p>●NTTドコモ …ハートティ割引 ●au(KDDI)…スマイルハート割引 ●ソフトバンク …ハートフレンド割引(ブループラン・オレンジプラン)</p> <p>○年間割引サービスや継続割引サービス等が対象外となる場合があります。</p>	<p>●携帯電話各社</p> <p>●携帯電話取扱店</p>

【障害者に関する制度等一覧】

項目	身障	知障	精障	制度の概要	申請・照会先等 窓 口																																																				
税制における優遇措置	○	○	○	<p>○障がい者の方に対して、税制における各種控除等の優遇措置があります。</p> <p>①所得等控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税区分</th> <th>事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">所得税</td> <td>障害者控除</td> <td>身障3級～6級、知的障害者（療育手帳B）、精神2級～3級 2.7万円控除</td> </tr> <tr> <td>特別障害者控除</td> <td>身障1級～2級、知的障害者（療育手帳A）、精神1級 4.0万円控除</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者扶養控除</td> <td>同居の親族が特別障害者の場合扶養控除・配偶者控除に3.5万円を加算</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住民税</td> <td>障害者控除</td> <td>身障3級～6級、知的障害者（療育手帳B）、精神2級～3級 2.6万円控除</td> </tr> <tr> <td>特別障害者控除</td> <td>身障1級～2級、知的障害者（療育手帳A）、精神1級 3.0万円控除</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者扶養控除</td> <td>同居の親族が特別障害者の場合扶養控除・配偶者控除に2.3万円を加算</td> </tr> <tr> <td>所得税・住民税</td> <td>掛金の免除</td> <td>心身障害者扶養共済の掛金を控除</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>障害者が営む事業の控除</td> <td>障害者が営む事業で、控除後の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、7,500円減免される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">相続税</td> <td>障害者控除</td> <td>(70歳－障害者の年齢) × 6万円を70歳まで毎年現額から控除</td> </tr> <tr> <td>特別障害者控除</td> <td>(70歳－障害者の年齢) × 12万円を70歳まで毎年現額から控除</td> </tr> </tbody> </table> <p>②非課税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税区分</th> <th>事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税・住民税</td> <td>社会福祉関係給付金</td> <td>心身障害者扶養共済の給付金、生活保護法・児童福祉法・児童福祉法・母子保護法に基づく支給金・児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、障害基礎年金等は非課税</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td>非課税限度額</td> <td>障害者等は前年所得が12.5万円以下は非課税</td> </tr> <tr> <td>相続税</td> <td>心身障害者扶養共済の給付金</td> <td>受給権は課税価格に算入されない</td> </tr> <tr> <td>贈与税</td> <td>特別障害者扶養給付金</td> <td>身障1級～2級、精神1級、重度知的障害者の給付金金額は6000万円まで非課税</td> </tr> <tr> <td>自動車税・軽自動車税・自動車取得税</td> <td>障害者が利用する自動車に係る税</td> <td>次の場合に各税を減免 ①身体障害者、知的障害者、精神障害者等の同居の親族が障害者の通院等のために使用する場合 ②構造上、障害者が利用するための自動車を使用する場合</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>視覚障害者が営む事業</td> <td>矯正視力0.06以下の方が、あん摩・マッサージまたは指圧、はり、きゅう、気功等または他の職業に関する事業を行っている場合は非課税</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場利用税</td> <td>障害者がゴルフを行う場合</td> <td>精神障害者、知的障害者、身体障害者などがゴルフ場を利用するときは、非課税</td> </tr> </tbody> </table>	税区分	事項	内容	所得税	障害者控除	身障3級～6級、知的障害者（療育手帳B）、精神2級～3級 2.7万円控除	特別障害者控除	身障1級～2級、知的障害者（療育手帳A）、精神1級 4.0万円控除	同居特別障害者扶養控除	同居の親族が特別障害者の場合扶養控除・配偶者控除に3.5万円を加算	住民税	障害者控除	身障3級～6級、知的障害者（療育手帳B）、精神2級～3級 2.6万円控除	特別障害者控除	身障1級～2級、知的障害者（療育手帳A）、精神1級 3.0万円控除	同居特別障害者扶養控除	同居の親族が特別障害者の場合扶養控除・配偶者控除に2.3万円を加算	所得税・住民税	掛金の免除	心身障害者扶養共済の掛金を控除	個人事業税	障害者が営む事業の控除	障害者が営む事業で、控除後の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、7,500円減免される。	相続税	障害者控除	(70歳－障害者の年齢) × 6万円を70歳まで毎年現額から控除	特別障害者控除	(70歳－障害者の年齢) × 12万円を70歳まで毎年現額から控除	税区分	事項	内容	所得税・住民税	社会福祉関係給付金	心身障害者扶養共済の給付金、生活保護法・児童福祉法・児童福祉法・母子保護法に基づく支給金・児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、障害基礎年金等は非課税	住民税	非課税限度額	障害者等は前年所得が12.5万円以下は非課税	相続税	心身障害者扶養共済の給付金	受給権は課税価格に算入されない	贈与税	特別障害者扶養給付金	身障1級～2級、精神1級、重度知的障害者の給付金金額は6000万円まで非課税	自動車税・軽自動車税・自動車取得税	障害者が利用する自動車に係る税	次の場合に各税を減免 ①身体障害者、知的障害者、精神障害者等の同居の親族が障害者の通院等のために使用する場合 ②構造上、障害者が利用するための自動車を使用する場合	個人事業税	視覚障害者が営む事業	矯正視力0.06以下の方が、あん摩・マッサージまたは指圧、はり、きゅう、気功等または他の職業に関する事業を行っている場合は非課税	ゴルフ場利用税	障害者がゴルフを行う場合	精神障害者、知的障害者、身体障害者などがゴルフ場を利用するときは、非課税	<p>●税務署</p> <p>●市町村税担当課</p> <p>●支庁税務課・道税事務所</p>
税区分	事項	内容																																																							
所得税	障害者控除	身障3級～6級、知的障害者（療育手帳B）、精神2級～3級 2.7万円控除																																																							
	特別障害者控除	身障1級～2級、知的障害者（療育手帳A）、精神1級 4.0万円控除																																																							
	同居特別障害者扶養控除	同居の親族が特別障害者の場合扶養控除・配偶者控除に3.5万円を加算																																																							
住民税	障害者控除	身障3級～6級、知的障害者（療育手帳B）、精神2級～3級 2.6万円控除																																																							
	特別障害者控除	身障1級～2級、知的障害者（療育手帳A）、精神1級 3.0万円控除																																																							
	同居特別障害者扶養控除	同居の親族が特別障害者の場合扶養控除・配偶者控除に2.3万円を加算																																																							
所得税・住民税	掛金の免除	心身障害者扶養共済の掛金を控除																																																							
個人事業税	障害者が営む事業の控除	障害者が営む事業で、控除後の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、7,500円減免される。																																																							
相続税	障害者控除	(70歳－障害者の年齢) × 6万円を70歳まで毎年現額から控除																																																							
	特別障害者控除	(70歳－障害者の年齢) × 12万円を70歳まで毎年現額から控除																																																							
税区分	事項	内容																																																							
所得税・住民税	社会福祉関係給付金	心身障害者扶養共済の給付金、生活保護法・児童福祉法・児童福祉法・母子保護法に基づく支給金・児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、障害基礎年金等は非課税																																																							
住民税	非課税限度額	障害者等は前年所得が12.5万円以下は非課税																																																							
相続税	心身障害者扶養共済の給付金	受給権は課税価格に算入されない																																																							
贈与税	特別障害者扶養給付金	身障1級～2級、精神1級、重度知的障害者の給付金金額は6000万円まで非課税																																																							
自動車税・軽自動車税・自動車取得税	障害者が利用する自動車に係る税	次の場合に各税を減免 ①身体障害者、知的障害者、精神障害者等の同居の親族が障害者の通院等のために使用する場合 ②構造上、障害者が利用するための自動車を使用する場合																																																							
個人事業税	視覚障害者が営む事業	矯正視力0.06以下の方が、あん摩・マッサージまたは指圧、はり、きゅう、気功等または他の職業に関する事業を行っている場合は非課税																																																							
ゴルフ場利用税	障害者がゴルフを行う場合	精神障害者、知的障害者、身体障害者などがゴルフ場を利用するときは、非課税																																																							
駐車禁止規制の適用除外	○	○	○	<p>○次のア、イ、ウに該当し、公安委員会から「駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章」の交付を受け、障害者が利用する自動車に標章を掲出することによって、駐車禁止規制の対象となっている場所に必要な最小限の駐車をすることができます。</p> <p>●標章交付の対象となる障がい者</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けた者で①～⑧のいずれかの障害程度を有する者</p> <p>①視覚障害…1級から3級の各級及び4級の1</p> <p>②聴覚障害…2級及び3級</p> <p>③平衡機能障害…3級及び5級</p> <p>④上肢不自由…1級、2級の1及び2級の2</p> <p>⑤下肢不自由…1級から5級までの各級</p> <p>⑥体幹不自由…1級から5級までの各級</p> <p>⑦上肢機能障害…1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</p> <p>⑧移動機能障害…1級から5級までの各級</p> <p>⑨心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害…1級及び3級</p> <p>⑩免疫不全が原因による免疫機能障害…1級から3級までの各級</p> <p>イ 療育手帳の交付を受けた者で重度（A）の障がい者</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で1級の障がい者</p>	<p>●各警察署</p>																																																				